

議案第 76 号

周南市過疎地域自立促進計画の策定について

別紙のとおり周南市過疎地域自立促進計画を定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

## **周南市過疎地域自立促進計画（案）**

**平成28年度～平成32年度**

**山口県周南市**



## 目 次

<b>1 基本的な事項</b>	
(1) 市の概況 .....	1
ア 自然的条件 .....	1
イ 歴史的条件 .....	1
ウ 社会的・経済的条件 .....	2
エ 過疎の状況 .....	2
オ 社会的経済的発展の方向 .....	3
(2) 人口及び産業の推移と動向 .....	3
ア 人口の推移と今後の動向 .....	3
イ 産業の推移と動向 .....	3
(3) 行財政の状況 .....	7
ア 行政組織の状況 .....	7
イ 財政の状況 .....	7
ウ 施設整備水準の現況と動向 .....	8
(4) 地域の自立促進の基本方針 .....	10
ア 鹿野地域の自立促進のための基本方針 .....	10
イ 本市の中山間地域の振興策の重点的な推進 .....	10
ウ 鹿野地域で重点的に取り組む事項別の基本方針 .....	12
(5) 計画期間 .....	14
(6) 周南市公共施設再配置計画との整合 .....	15
<b>2 産業の振興</b>	
(1) 現況と問題点 .....	16
ア 農業 .....	16
イ 林業 .....	16
ウ 地場産業 .....	16
エ 商工業 .....	16
オ 観光・レクリエーション .....	17
(2) その対策 .....	17
ア 農業 .....	17
イ 林業 .....	18
ウ 地場産業 .....	18
エ 商工業 .....	19
オ 観光・レクリエーション .....	19
(3) 計画 .....	19
<b>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b>	
(1) 現況と問題点 .....	21
ア 道路 .....	21
イ 交通機関 .....	21
ウ 情報化 .....	21
エ 地域間交流 .....	21

(2) その対策 .....	22
ア 道路 .....	22
イ 交通機関 .....	22
ウ 情報化 .....	22
エ 地域間交流 .....	22
(3) 計画 .....	23
 4 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点 .....	24
ア 水道施設 .....	24
イ 下水道施設 .....	24
ウ 廃棄物処理施設 .....	24
エ 消防防災体制の整備 .....	24
オ 住宅 .....	24
(2) その対策 .....	25
ア 水道施設 .....	25
イ 下水道施設 .....	25
ウ 廃棄物処理施設 .....	25
エ 消防防災体制の整備 .....	25
オ 住宅 .....	25
(3) 計画 .....	26
 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点 .....	27
ア 高齢者福祉 .....	27
イ 児童福祉 .....	27
ウ 障害者福祉 .....	27
(2) その対策 .....	27
ア 高齢者福祉 .....	27
イ 児童福祉 .....	28
ウ 障害者福祉 .....	28
(3) 計画 .....	28
 6 医療の確保	
(1) 現況と問題点 .....	30
(2) その対策 .....	30
(3) 計画 .....	30
 7 教育の振興	
(1) 現況と問題点 .....	31
ア 学校教育 .....	31
イ 幼児教育 .....	31
ウ 生涯学習 .....	31
エ スポーツ .....	31

(2) その対策 .....	3 2
ア 学校教育 .....	3 2
イ 幼児教育 .....	3 2
ウ 生涯学習 .....	3 2
エ スポーツ .....	3 2
(3) 計画 .....	3 3
<b>8 地域文化の振興</b>	
(1) 現況と問題点 .....	3 4
ア 文化財等の保存と伝承 .....	3 4
イ 文化活動の推進 .....	3 4
(2) その対策 .....	3 4
ア 文化財等の保存と伝承 .....	3 4
イ 文化活動の推進 .....	3 4
(3) 計画 .....	3 5
<b>9 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点 .....	3 6
(2) その対策 .....	3 6
ア 持続可能な地域づくりの推進 .....	3 6
イ 集落の担い手の確保 .....	3 6
(3) 計画 .....	3 7
<b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点 .....	3 8
(2) その対策 .....	3 8
(3) 計画 .....	3 8
(再掲) 過疎地域自立促進特別事業 .....	3 9
用語の説明 (50音順) ~文章の中で※を付けた用語を掲載~ .....	4 0



## はじめに

過疎対策は、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法（失効期限は平成21年度）に至るまでの40年間にわたり特別措置が講じられてきました。

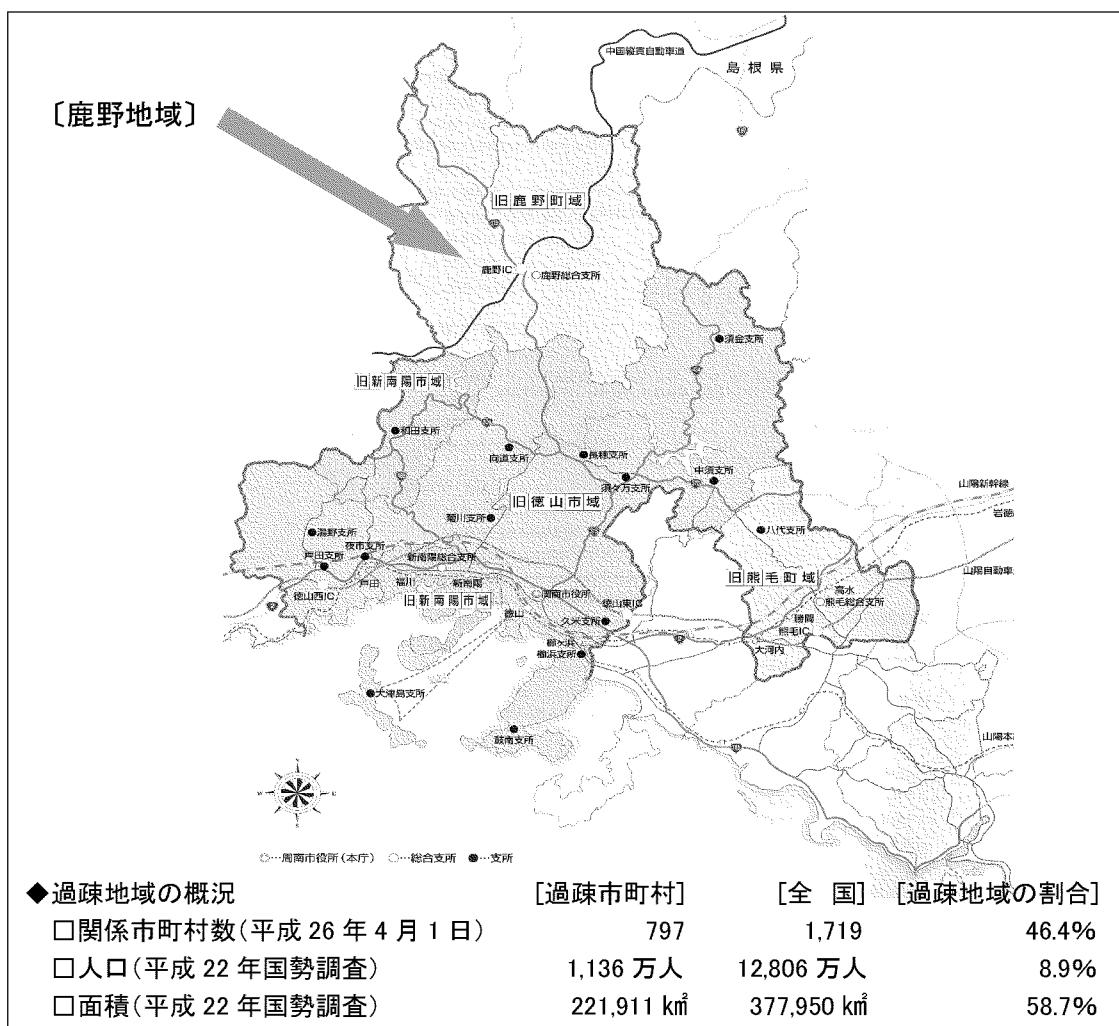
しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況が続いていることから、過疎地域指定要件のほか、従前のハード事業への起債に加え、ソフト事業への起債が可能となる財政上の特別措置等を拡充するとともに、失効期限を平成27年度まで6年間延長する一部改正法が施行され、さらに、東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、平成32年度まで延長する一部改正法（以下「改正過疎法」という。）が平成24年6月27日から施行されました。

本市は、改正過疎法第33条第2項の規定により、旧鹿野町の区域が過疎地域とみなされ、指定されています。

周南市過疎地域自立促進計画は、改正過疎法第6条の規定により必要な事項を定めるもので、市における過疎地域自立促進のための対策の指針となるものです。

本市では、この計画に沿って目的達成のための事業を展開していくことになります。

なお、情勢の変化などに伴い、事業内容の見直しや新たな事業の構築などの検討が生じた場合は、本計画の変更の手続きを行うなど、必要に応じた対応をしていく予定です。



## 1 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ア 自然的条件

##### 【周南市】

本市は、山口県の南東部に位置し、市域は東西約37km、南北約39km、総面積は656.29km<sup>2</sup>を有しています。

北は島根県吉賀町に、東は岩国市、下松市、光市に、西は山口市、防府市に接しています。南は瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が続いています。

北側にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地域が散在しています。

また、島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、美しい自然景観を有しています。

##### 【鹿野地域】

本地域は、市の中心部から約27kmを隔てた中国山地西端の南側に開けた標高約375mの農山村地域で、市域の総面積656.29km<sup>2</sup>のうち、181.46km<sup>2</sup>で市域全体の約30%を占めています。

周囲を山岳に囲まれ、地域の中央部を錦川の源流が清らかに流れ、また、分水嶺を異にして島地川（佐波川の支流）が源を発しており、これらの流域に沿って平坦部が点在しています。

気候は、内陸部高地型で、夏は涼しく春から秋にかけては快適な気候条件ですが、冬期は寒気が厳しく積雪が見られます。

#### イ 歴史的条件

##### 【周南市】

旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町は、従来から市民生活、産業経済活動も極めて結びつきが深く、既存の行政の枠組みを超えて経済等の諸活動は一体的に展開されてきました。

こうした中で、以前から中核的都市をつくるための合併協議が行われ、平成の大合併では、県下で最初に平成15年4月21日に2市2町が合併し、「周南市」が誕生しました。

##### 【鹿野地域】

本地域は、発掘調査された天子遺跡・細野遺跡などの諸器物が示すように太古から人々が生活を始め、江戸時代には山代街道の本陣が設けられるなど重要な役割を果たし、交易や地方行政の中心として輝かしい歴史の歩みを続けてきました。

明治22年の市制・町村制の施行に伴い、大潮村、鹿野上村、鹿野中村、鹿野下

村が合併して鹿野村となり、昭和15年に町制を施行して鹿野町となりました。

その後、昭和30年に旧須金村の金峰地区<sup>みたけ</sup>、須万地区の一部と旧串村の巣山地区を編入合併し、また、昭和51年に旧新南陽市高瀬地区の一部を境界変更しました。

## ウ 社会的・経済的条件

### 【周南市】

本市は古くから交通の要衝として栄え、JR徳山駅を中心とする市街地は鉄道やバス、フェリー乗り場等の公共交通の利便性から、商業地が形成されてきましたが、近年の郊外型大型商業施設の立地等により、中心市街地の空洞化が現れています。

また、海岸部は国際海上輸送網の拠点として特定重要港湾※に指定された徳山下松港を有しております、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型工業の企業が集積する全国有数の石油化学コンビナート群を形成しています。

一方、内陸部は農林業を基幹産業とする中山間地域で、のどかな田園風景と豊かな自然が広がっています。

### 【鹿野地域】

本地域内には、中国自動車道のインターチェンジが設置され、これに隣接して国道315号が南北に通っています。

また、これらのアクセス道として主要県道5本、一般県道2本が縦横に走るなど、山陽、山陰を結ぶ県東部内陸部の交通の要衝として重要な位置にあります。

これらの道路交通網の整備により、周南広域圏の都市近郊型農山村としての性格をもっています。

## エ 過疎の状況

### 【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和30年の8,949人を最高に、年々減少を続け、現在では3,436人（平成27年3月末日現在外国人住民を除く住民基本台帳人口）となっています。

また、少子高齢化が進む中で、若年者比率は9.0%（平成22年国勢調査）で、若者の人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率は43.3%（平成22年国勢調査）で、高齢者の人口に占める割合は大きく、増加傾向にあります。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である農林業の低迷、定住や就業に結びつく産業が少ないと、また、高齢化の進行による地域社会の機能の低下が大きな原因として考えられます。

昭和45年度に始まった過疎対策では、これまで産業振興を進めるための農業基盤、交通通信体系、観光基盤の整備や下水道など生活基盤の整備を進め、一定の成果を上げましたが、今後も引き続き地域の自立促進のため、ハード面の整備に加え、その有効的な活用方法を検討するとともに、地域間交流に役立てるなどソフト面での各種施策を推進するほか、広域的な見地から、地域が一体となった取組みを進める必要があります。

## オ 社会的経済的発展の方向

### 【鹿野地域】

本地域では豊かな自然環境や県東部内陸部の交通の要衝地という利点を最大限に活かすことによって、農林業をはじめとする地域産業の振興や観光・レクリエーション等の振興が期待できます。

特に、農林産物、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用することで、新たな事業の展開や活発な創業活動を促進するとともに、産業振興に向けた人材育成や組織づくり、都市との交流施設等による交流活動や販路開拓、ツーリズムなどの交流産業を推進することにより、地域の活性化を目指していきます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と今後の動向 次頁〔表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）、表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）及び表1-1(3) 人口の見通し（周南市公共施設白書）〕を参照

#### 【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和35年に8,214人であったものが、昭和50年には5,904人、昭和60年には5,371人、平成7年には4,907人、平成22年には3,740人と4千人を割り、減少が続いています。

年齢階層別人口では、年少人口（0歳～14歳）、若年人口（15歳～29歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、高齢人口（65歳以上）が増加しています。

平成42年の推計では、平成22年の人口と比べると、約1,500人の減少が見込まれます。

また、推計では、高齢化率が43.2%から58.4%へと約15ポイント増加し、年少人口比率が7.9%から6.1%へと約2ポイント減少するものと見込まれ、高齢化の急速な進行が予測されます。

### イ 産業の推移と動向 6頁〔表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）〕を参照

#### 【鹿野地域】

本地域の産業就業人口比率の推移をみると、昭和35年は第1次産業76.5%、第2次産業6.9%、第3次産業16.6%でしたが、平成22年は第1次産業が16.5%と約4分の1に減少する一方で、第2次産業は24.6%、第3次産業は55.8%に増加し、産業構造は第1次産業から第3次産業へと大きくシフトしてきています。

また、就業者の実数は、昭和35年から平成22年までの50年間で、第1次産業が3,101人減少する一方で、第3次産業は212人の増加となっています。

特に、第1次産業就業人口比率は、昭和35年の76.5%から平成22年には16.5%となっており、この50年間の減少率は91.7%となっています。

農業の生産性の低さや減反政策、農作物の輸入自由化等の影響を背景に、深刻な後継者不足や離農が進んだことから、就農人口は減少しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	周南市	人 133,747	人 140,546	% 5.1	人 146,312	% 4.1	人 158,208	% 8.1	人 166,318	% 5.1
	鹿野地域	8,214	6,897	△16.0	6,253	△9.3	5,904	△5.6	5,721	△3.1
0歳～14歳	周南市	38,971	34,801	△10.7	34,582	△0.6	38,502	11.3	40,021	3.9
	鹿野地域	2,625	1,947	△25.8	1,515	△22.2	1,223	△19.3	1,040	△15.0
15歳～64歳	周南市	85,463	95,373	11.6	99,964	4.8	105,888	5.9	110,157	4.0
	鹿野地域	4,854	4,158	△14.3	3,936	△5.3	3,850	△2.2	3,774	△2.0
うち15歳～29歳(a)	周南市	34,424	37,803	9.8	37,633	△0.4	36,998	△1.7	32,978	△10.9
	鹿野地域	1,731	1,166	△32.6	1,087	△6.8	1,107	1.8	1,029	△7.0
65歳以上(b)	周南市	9,313	10,372	11.4	11,766	13.4	13,709	16.5	16,000	16.7
	鹿野地域	735	792	7.8	802	1.3	831	3.6	907	9.1
(a)/総数 若年者比率	周南市	% 25.7	% 26.9	—	% 25.7	—	% 23.4	—	% 19.8	—
	鹿野地域	21.1	16.9	—	17.4	—	18.8	—	18.0	—
(b)/総数 高齢者比率	周南市	% 7.0	% 7.4	—	% 8.0	—	% 8.7	—	% 9.6	—
	鹿野地域	8.9	11.5	—	12.8	—	14.1	—	15.9	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	周南市	人 167,302	% 0.6	人 164,594	% △1.6	人 161,562	% △1.8	人 157,383	% △2.6	人 152,387	% △3.2
	鹿野地域	5,371	△6.1	5,052	△5.9	4,907	△2.9	4,520	△7.9	4,122	△8.8
0歳～14歳	周南市	37,532	△6.2	30,682	△18.3	25,591	△16.6	22,624	△11.6	20,874	△7.7
	鹿野地域	938	△9.8	789	△15.9	648	△17.9	522	△19.4	390	△25.3
15歳～64歳	周南市	111,273	1.0	111,307	0.0	109,141	△1.9	103,695	△5.0	96,608	△6.8
	鹿野地域	3,498	△7.3	3,151	△9.9	2,940	△6.7	2,493	△15.2	2,129	△14.6
うち15歳～29歳(a)	周南市	30,507	△7.5	31,155	2.1	31,105	△0.2	28,157	△9.5	22,040	△21.7
	鹿野地域	839	△18.5	702	△16.3	674	△4.0	555	△17.7	447	△19.5
65歳以上(b)	周南市	18,497	15.6	22,232	20.2	26,651	19.9	30,878	15.9	34,886	13.0
	鹿野地域	935	3.1	1,112	18.9	1,319	18.6	1,505	14.1	1,603	6.5
(a)/総数 若年者比率	周南市	% 18.2	—	% 18.9	—	% 19.3	—	% 17.9	—	% 14.5	—
	鹿野地域	15.6	—	13.9	—	13.7	—	12.3	—	10.8	—
(b)/総数 高齢者比率	周南市	% 11.1	—	% 13.5	—	% 16.5	—	% 19.6	—	% 22.9	—
	鹿野地域	17.4	—	22.0	—	26.9	—	33.3	—	38.9	—

区分	平成22年		
	実数	増減率	
総 数	周南市	人 149,487	% △1.9
	鹿野地域	3,740	△9.3
0歳～14歳	周南市	19,769	△5.3
	鹿野地域	295	△24.4
15歳～64歳	周南市	89,906	△6.9
	鹿野地域	1,827	△14.2
うち15歳～29歳(a)	周南市	19,685	△10.7
	鹿野地域	338	△24.4
65歳以上(b)	周南市	39,812	14.1
	鹿野地域	1,618	0.9
(a)/総数 若年者比率	周南市	% 13.2	—
	鹿野地域	9.0	—
(b)/総数 高齢者比率	周南市	% 26.6	—
	鹿野地域	43.3	—

(注) 総数には年齢不詳を含む。

表1－1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数	周南市	人 159,059	—	人 155,119	—	% △2.5	人 151,866	—	% △2.1
	鹿野地域	4,734	—	4,356	—	△8.0	3,920	—	△10.0
男	周南市	% 76,644	48.2	% 74,676	48.1	△ 2.6	73,276	% 48.3	△1.9
	鹿野地域	2,229	47.1	2,059	47.3	△7.6	1,837	46.9	△10.8
女	周南市	% 82,415	51.8	% 80,443	51.9	△2.4	78,590	% 51.7	△2.3
	鹿野地域	2,505	52.9	2,297	52.7	△8.3	2,083	53.1	△9.3

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日				
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率		
総 数 (外国人住民除く)	周南市	人 71,336	—	% △53.0	人 146,663	—	% 105.6	
	鹿野地域	3,530	—	△9.9	3,436	—	△2.7	
男 (外国人住民除く)	周南市	% 71,336	100.0	△2.6	70,821	48.3	△0.7	
	鹿野地域	1,638	46.4	△10.8	1,587	46.2	△3.1	
女 (外国人住民除く)	周南市	76,404	0.0	△2.8	75,842	51.7	△0.7	
	鹿野地域	1,892	53.6	△9.2	1,849	53.8	△2.3	
参考	男 (外国人)	周南市	578	0.8	—	608	0.4	5.2
		鹿野地域	1	0.0	—	3	0.1	200.0
	女 (外国人)	周南市	590	0.8	—	592	0.4	0.3
		鹿野地域	5	0.0	—	11	0.0	120.0

表1－1(3) 人口の見通し（周南市公共施設白書）

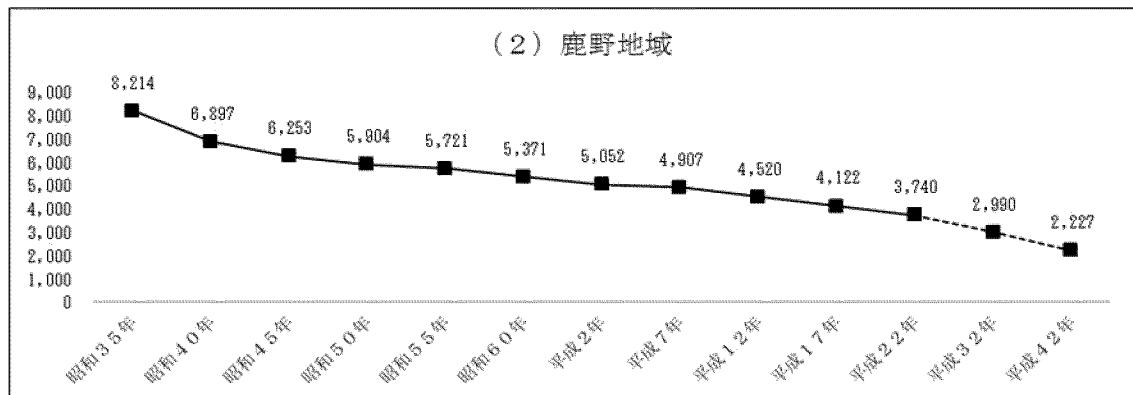
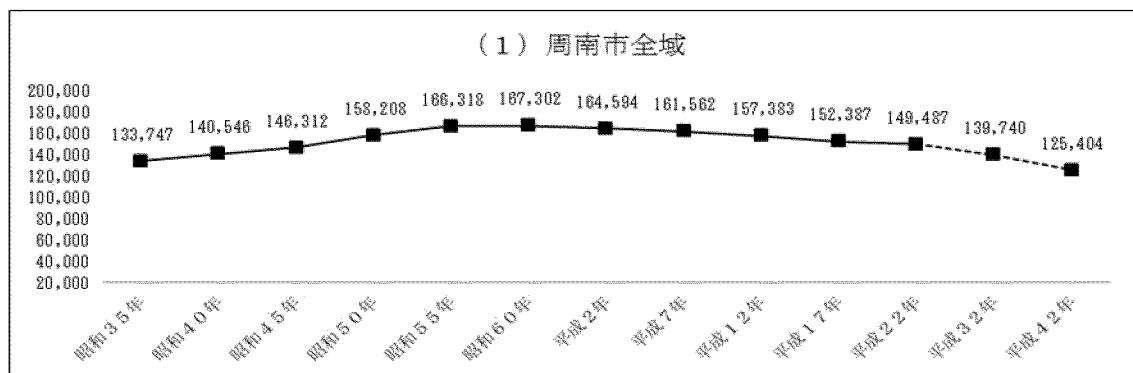


表1－1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	周南市	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
		63,879		69,521	8.8	76,335	9.8	77,747	1.8	79,495	2.2
第1次産業 就業人口比率	鹿野地域	4,421		3,651	△17.4	3,646	△0.1	3,497	△4.1	3,346	△4.3
	周南市	22,619	35.4%	16,990	△24.9	13,096	△22.9	9,208	△29.7	6,867	△25.4
	鹿野地域	3,382	76.5%	2,367	△30.0	1,884	△20.4	1,417	△24.8	835	△41.1
	周南市	17,789	27.8%	22,810	32.8%	28.2	—	27,228	19.4	28,836	5.9
第2次産業 就業人口比率	鹿野地域	304	6.9%	425	11.6%	39.8	—	776	82.6	983	26.7
						—		35.7%	—	37.1%	—
第3次産業 就業人口比率	周南市	23,460	36.7%	29,683	42.7%	26.5	—	35,702	20.3	39,470	10.6
	鹿野地域	735	16.6%	857	23.5%	16.6	—	986	15.1	1,093	10.9
						—		27.0%	—	31.3%	—
										36.0%	—

区分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数	増減率								
総数	周南市	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
		78,979	△ 0.6	79,867	1.1	82,508	3.3	77,287	△6.3	73,733	△4.6
第1次産業 就業人口比率	鹿野地域	3,060	△ 8.5	2,762	△9.7	2,720	△1.5	2,246	△17.4	1,999	△11.0
	周南市	6,591	△ 4.0	5,262	△20.2	4,925	△6.4	3,580	△27.3	3,522	△1.6
	鹿野地域	783	25.6%	545	△30.4	478	△12.3	335	△29.9	344	2.7
	周南市	26,953	34.1%	27,697	2.8	28,033	1.2	25,544	△8.9	22,649	△11.3
第2次産業 就業人口比率	鹿野地域	1,040	34.0%	993	△4.5	972	△2.1	728	△25.1	549	△24.6
	周南市	45,287	57.3%	46,577	2.8	49,065	5.3	47,562	△3.1	46,280	△2.7
第3次産業 就業人口比率	鹿野地域	1,236	40.4%	1,220	△1.3	1,270	4.1	1,182	△6.9	1,102	△6.8
						—		46.7%	—	52.6%	—

区分		平成22年	
		実数	増減率
総数	周南市	人	%
		68,844	△ 6.6
第1次産業 就業人口比率	鹿野地域	1,698	△ 15.1
	周南市	2,335	△ 33.7
第2次産業 就業人口比率	鹿野地域	281	△ 18.3
	周南市	21,019	△ 7.2
第3次産業 就業人口比率	鹿野地域	418	△23.9
	周南市	42,857	△ 7.4
	鹿野地域	947	△ 14.1
			55.8%

(注) 総数には分類不能を含む。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政組織の状況

本市の合併時（平成15年4月21日）の行政組織は、旧徳山市役所に本庁を、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町に、それぞれ総合支所を設置し、20部115課・室、職員数1,720人の組織体制でスタートしました。

平成27年4月1日現在の状況は、23部77課、1,371人となっています。

職員の適性配置や事務事業の見直しなどで、引き続きスリムで効率的な組織となるよう努めています。

#### イ 財政の状況 9頁〔表1-2(1) 市町村財政の状況（地方財政状況調）〕を参照

##### 【鹿野地域】

旧鹿野町の平成14年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計4,312,435千円、歳出合計4,133,500千円、実質収支額119,814千円となっています。

歳入面では、町税が340,030千円（構成比7.9%）と極めて乏しく、地方交付税、地方債などに依存する割合が高く、財政力指数※は0.194（平成12年度～平成14年度平均）となっています。

一方、歳出面では、義務的経費※は1,433,956千円（構成比34.7%）このうち人件費は818,051千円（構成比19.8%）を占め、経常収支比率※は97.7%となっています。

##### 【周南市の今後の財政運営】

本市では、国の三位一体改革※により地方交付税が削減され、また、ピーク時の平成19年度には約293億95百万円あった市税収入は、世界的な経済不況の影響から減少するなど、財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっています。

平成22年3月には、「周南再生に向けた施策」を盛り込んだ「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」を策定し、この計画に掲げた施策事業を着実に実施するため、既存事務事業の見直し等を行うことにより本市財政の健全性を維持しながら、必要な財源を確保することを目的に、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「周南市健全財政推進計画」を策定し、「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本に、事業の「選択と集中」や経常経費の徹底的な削減を行うなど、足腰の強い行財政基盤の確立に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、起債残高※は目標数値を上回っており、基金残高※も県内他市と比較すると決して十分とは言えません。

このため、平成27年3月には新たな「第2次周南市まちづくり総合計画」のスタートに伴って、これを下支えする「第3次周南市行財政改革大綱推進計画」を策定し、「自立したまちづくり」を実践するための行財政改革を一層推進することとしています。

ウ 施設整備水準の現況と動向 9 頁【表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況  
(公共施設状況調査)】を参照

【鹿野地域】

(7) 生活道路

本地域の市道や農道、林道などの生活道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であり、これまで過疎対策の主要事業と位置付けて整備を進めてきました。

平成 25 年度末現在の市道の総延長は 127,550.8m、改良率が 57.51% で、本市全体の 64.94% と比較して低くなっています。

また、林道は延長 89,752m となっていますが、本地域のもつ豊富な森林資源の有効活用や適正な管理を行うためにも、林道整備等の需要は高くなっています。

(8) 水道・下水道

本地域では、昭和 31 年から簡易水道の計画的な整備を進め、良質な飲料水の提供を行っており、平成 25 年度末の普及率は 84.8% に達しています。

しかしながら、配水管や浄水施設の老朽化が進んでいることから、安心安全の確保等を図るために、計画的な更新や改修が望まれています。

また、特定環境保全公共下水道事業※を計画的に進めており、本地域の水洗化率は 90.4% となっていますが、市域全体の 93.2% と比べ低く、引き続き、合併処理浄化槽の設置も含め、計画的な汚水処理施設の整備と今後老朽化が進むマンホールポンプや浄化センターの長寿命化が望まれています。

(9) 病院・診療所

本地域には、「コアプラザかの」に移設整備した鹿野診療所 1 箇所、民間の病院 1 箇所と歯科医院 1 箇所があります。

高齢社会を迎えるにあたり、安心して暮せる環境を形成するためには、地域医療の充実が不可欠であり、地域の実情にあった診療体制の再構築が課題となっています。

表1－2(1) 市町村財政の状況（地方財政状況調）

区分	平成12年度 (旧鹿野町)	平成14年度 (旧鹿野町)	平成22年度 (周南市)	平成25年度 (周南市)
歳入総額 A	3,954,530	4,312,435	71,170,500	67,654,806
一般財源	2,469,040	2,191,086	36,287,567	36,515,980
国庫支出金	189,109	45,724	10,465,234	9,346,359
都道府県支出金	445,639	344,141	4,207,184	3,512,868
地方債	289,800	508,300	12,126,385	9,511,058
うち過疎債	177,900	189,800	56,400	72,700
その他	560,942	1,223,184	8,084,130	8,768,541
歳出総額 B	3,763,788	4,133,500	68,516,604	65,324,223
義務的経費	1,482,444	1,433,956	28,311,123	28,759,348
投資的経費	1,112,427	1,110,840	14,658,082	11,321,024
うち普通建設事業	857,049	1,087,573	13,781,473	11,182,603
その他	1,168,917	1,588,704	25,547,399	25,243,851
過疎対策事業費	584,306	567,235	79,897	83,958
歳入歳出差引額 C (A-B)	190,742	178,935	2,653,896	2,330,583
翌年度へ繰越すべき財源 D	15,391	59,121	400,441	280,226
実質収支 C-D	175,351	119,814	2,253,455	2,050,357
財政力指数	0.187	0.194	0.878	0.815
公債費負担比率	20.3%	14.9%	14.0%	14.8%
実質公債費比率	—	—	11.0%	8.8%
起債制限比率	10.7%	10.3%	—	—
経常収支比率	85.9%	97.7%	88.6%	89.6%
将来負担比率	—	—	107.6%	84.4%
地方債現在高	3,327,172	3,295,854	69,152,677	82,513,731

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道改良率 (%)	周南市	24.9	42.8	56.6	61.4	64.1
	鹿野地域	7.1	12.1	41.1	51.6	57.5
市町村道舗装率 (%)	周南市	29.8	76.5	93.4	94.7	95.2
	鹿野地域	0.8	80.8	96.0	95.9	96.7
農道延長 (m)	周南市	458,278	497,422	305,167	334,484	11,106
	鹿野地域	36,956	43,555	40,185	40,888	2,088
耕地1ha当たり農道延長 (m)	周南市	60.6	76.6	53.9	63.3	—
	鹿野地域	31.2	43.5	46.7	49.8	—
林道延長 (m)	周南市	168,109	185,266	223,094	229,233	232,896
	鹿野地域	50,644	56,597	75,913	83,359	88,643
林野1ha当たり林道延長 (m)	周南市	7.6	8.2	9.9	9.7	—
	鹿野地域	8.5	11.2	15.6	18.9	—
水道普及率 (%)	周南市	72.0	83.3	86.4	87.7	92.2
	鹿野地域	41.7	57.7	71.1	74.7	86.0
水洗化率 (%)	周南市	0.0	0.0	50.9	75.5	92.2
	鹿野地域	0.0	0.0	13.9	38.5	83.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	周南市	12.4	14.9	20.3	18.8	18.1
	鹿野地域	2.9	3.2	23.4	27.8	29.4
						31.1

## (4) 地域の自立促進の基本方針

### ア 鹿野地域の自立促進のための基本方針

本地域は、市域全体の約30%を占め、地域住民のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、「農林産物の供給」をはじめ、農地、森林、河川等の適正な管理による「水源のかん養」や「二酸化炭素の吸収」、「森林バイオマス※など再生可能なエネルギーの供給」など、都市部を含めた市民生活を支える多面的で重要な役割を果たしています。

また、美しい自然や地域固有の伝統文化、歴史など豊かな地域資源が今まで受け継がれており、市民に安らぎと多様なライフスタイルの実現の場を提供しています。

人口減少・高齢化の進行、合併の影響や地方分権改革など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な地域運営主体の自主的な取組みを通じて、地域が抱えている様々な課題を解決できるような仕組みをつくり、本地域の有する豊かな地域資源を最大限に活用して地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指して、地域の実情に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、地域の自立を促進することを基本方針とします。

### イ 本市の中山間地域の振興策の重点的な推進

本市では、「第2次周南市まちづくり総合計画」の主要プロジェクトの一つとして、鹿野地域をはじめとする中山間地域の振興に取り組むこととしています。

したがって、鹿野地域の自立促進は、このプロジェクト事業に取り組むことが基本となります。

中山間地域の自立を促進するため、次の二つの目標を掲げ、推進施策を展開していきます。

**目標1 人口減少・少子高齢化が進行する中においても、安心して誇りをもって暮らし続けられる地域をつくります。**

#### 展開方向

◎地域コミュニティ組織の単位を基本に、身近な暮らしを守ることでできる地域をつくります。

◎一定の生活サービスが受けられる生活圏をつくります。

**目標2 人・自然・経済が循環する活力あふれる地域をつくります。**

#### 展開方向

◎中山間地域発の6次産業化※モデルをつくります。

◎多様なツーリズムを通じて好循環をつくります。

#### (ア) 地域コミュニティ組織の単位で暮らしを守ることのできる地域づくり

- ◆住民の意識の共有が図れ、地域の活動単位となっている地域コミュニティ組織の枠組みの中で、高齢者の御用聞きやサロンの実施、日用生活品の販売など、身近な暮らしを守る活動に加えて、地域産品の加工や販売、体験交流の受入れなど、地域の資源を生かして循環を生み出す活動を総合的に展開できる地域づくりを促進します。
- ◆今後、さらなる過疎化・少子高齢化の進展が予測される中で、地域の現状を見つめ直す話し合い活動を通じて、地域のあるべき将来像を描き出し、その実現に向けた行動計画「地域の夢プラン」づくりを促進します。
- ◆「地域の夢プラン」づくりは、地域の力だけでは困難な場合もあるため、地域の実情に応じた、きめ細かな支援を行うとともに、地域の魅力を生かした活動や課題解決など、策定した「地域の夢プラン」の実現に向けて、総合的な地域づくりに取り組める体制づくりを支援します。
- ◆「地域の夢プラン」の実践に向けた主体的、持続的な取組みに対して、国や県をはじめとする助成制度も活用しながら、ソフト・ハードの両面から支援します。
- ◆地域やN P O等が主体となって暮らしを守るサービスを提供するコミュニティビジネス等の地域の自立を目指す取組みには、必要に応じて外部からの人材を活用するなど人的な支援を行います。
- ◆「地域の夢プラン」の実践活動の促進に向けて、各地域が抱える共通課題や新たな取組みを研究するとともに、地域間のネットワークを強化します。

#### (イ) 一定の生活サービスが受けられる生活圏づくり

- ◆十分な生活サービスが受けられない地域においては、買い物や医療等の一定の生活機能を有する近隣地域や、都市的地域につながる路線バスへ接続する生活交通を地域団体や交通事業者との調整を図りながら整備・継続し、地域の実情に応じた生活圏づくりを進めます。
- ◆自立した中山間地域づくりの活動の拠点となる施設については、地域のニーズに応じて、公民館等を地域独自の活動が展開できる施設へ転換するとともに、地域団体による拠点施設の運営に向けた体制づくりを支援します。
- ◆将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通の実現を目指して、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網の形成を図るとともに、地域拠点と周辺を結ぶ生活交通等、地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ◆路線バスを運営する公共交通事業者に対する支援や、通勤・通学・通院等で移動手段を持たない高齢者等の暮らしを守る新たな生活交通システムとして導入している乗り合いタクシーの運行を引き続き行い、地域の生活交通の確保を図ります。
- ◆利用者ニーズを把握するとともに、交通事業者と連携し利用しやすい環境づくりに努めます。

#### (イ) 中山間地域発の6次産業化モデルづくり

- ◆農林水産物や加工品のブランド化をはじめ、新たな加工品の開発等を通じて、農林水産物の付加価値を高め、需要の拡大を図るとともに、こうした取組みを道の駅や集落営農法人、関係団体等と連携して6次産業化を進めることにより、農林水産業による雇用の創出を図るなど、若い世代が夢や希望を持って暮らせる農村環境の実現を目指します。
- ◆地域產品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりに繋げると連携して、本市の自然・歴史・風土・生活・文化などの背景や產品に対する生産者の思い入れやこだわりを併せて伝え、PRしていきます。
- ◆農林水産物の付加価値を高めるため、農商工と連携した6次産業化を進めるとともに、農林漁業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。
- ◆六次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく補助事業や有利な資金の活用など関係機関とともに支援するとともに、産学官連携による6次産業化と地産地消の推進に努めます。
- 生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組みに対して支援します。

#### (カ) 多様なツーリズムを通じた好循環づくり

- ◆農山漁村でのホームステイを取り入れた宿泊体験活動をはじめ各種体験交流の受入れや、地域による加工事業、農家レストランなど、小規模ながらも好循環を生み出す取組みを支援するなど、地域や団体、関連施設等と連携して都市と農山漁村の交流を促進します。
- ◆中山間地域の空き家の掘り起しや移住者からの相談などに対応する「里の案内人※」を設置する地域を支援するとともに、空き家や地域情報等の発信を強化するなど、地域ぐるみで移住者の受入れを促進します。
- ◆空き家を活用して移住者の受入れに取り組む地域や、新規就農者を受入れる集落営農法人に対して、引き継ぎ支援するとともに、「里の案内人」を設置する地域と連携して、中山間地域へのUJITーンを促進します。
- ◆「空き家情報バンク制度※」の実施をはじめ、県や地域と連携した県外への移住に関する効果的な情報発信に努めます。
- ◆地域おこし協力隊制度や就業支援制度等を活用し、地方での暮らしに关心をもつ都市住民や就農等を志す若者の定住を促進します。
- ◆若者を中心としたUターン就農のほか、就農者等を支援し、新たな地域農業の担い手確保に努めます。

### ウ 鹿野地域で重点的に取り組む事項別の基本方針

本地域で重点的に取り組む対策は、次の事項を基本に、展開するものとします。

#### (ア) 産業の振興

- ◆農業では、高齢化や過疎化による農地の耕作放棄が進むことが予測される中、耕作放棄地の解消、新たな地域農業の担い手確保・育成、農業経営体の育成・強化、集落営農組織・農業法人の支援、農用地等の集積・集約化、集落環境の保全への取組み、既存の農産物の生産・販路の拡大など、地域課題の解消に努めます。
- ◆林業では、林業従事者の高齢化や担い手不足・不在森林所有者の増加による森林の荒廃、林業経営の合理化等への支援、森林の適正管理や森林資源の有効活用など、地域課題の解消に努めます。
- ◆地場産業では、地域資源を活用した産業の育成、農林業との連携による地域產品のブランド化や、農商工と連携した6次産業化を進めます。
- ◆商工業では、商工会と連携し、中小企業の育成や経営の近代化・合理化を促進します。あわせてサテライトオフィス※等の整備や起業の支援を図り、市外からの移住者による新たな事業の創出を目指します。
- ◆観光・レクリエーションでは、既存の観光施設の魅力向上や豊かな地域資源の掘り起こし、多様なツーリズムの展開、観光資源の魅力の情報発信と観光メニューや体験メニューの充実などの観光地域づくりを進め、「住んでよし、訪れてよしのまち」の実現を目指します。

#### (イ) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ◆道路では、安心・安全な道路環境の維持に努めます。
- ◆交通機関では、生活バス路線の維持や予約型乗合タクシーの運行を継続します。
- ◆情報化では、地域全域に整備したCATV※網によるブロードバンド※の活用の検討や携帯電話の不感地域の解消に努めます。
- ◆地域間交流では、地域の恵まれた自然環境、地域の歴史文化や地域の暮らしなどを生かした体験や滞在できる交流活動を推進し、農山村と都市との交流の促進や、観光分野とも連携する中での様々なツーリズムを総合的に推進します。

#### (ウ) 生活環境の整備

- ◆水道では、老朽化が進む施設の計画的な更新を行います。
- ◆下水道では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置補助を行い、地域の生活環境や水環境の保全に努めるとともに、今後老朽化が進む下水道施設の長寿命化を進めます。
- ◆廃棄物処理では、行政・市民・事業者が協働して、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、老朽化が進む施設の計画的な更新を行います。
- ◆消防防災体制では、消防機械器具の計画的な整備や消防団員の確保、地域防災体制や施設の充実に努めます。
- ◆住宅では、空き家情報バンク制度の活用等による空き家の有効活用と、市が所有する遊休施設の活用に努めます。

#### (I) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ◆高齢者福祉では、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと安心して暮らしていくことができるよう、介護予防対策や支援体制の整備、老朽化した施設の整備を図ります。
- ◆児童福祉では、子どもと子育てにやさしい地域を目指し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。また、地域の実情に合った保育サービスの充実を図ります。
- ◆障害者福祉では、障害者が安心して地域で自立した生活が営めるよう、サービスの充実や支援体制の整備を進めます。

#### (オ) 医療の確保

- ◆医療では、鹿野診療所と地域の民間病院との機能分化と連携を深め、疾病の予防から、診断、治療、リハビリテーションまでの一貫した総合サービスの供給体制づくりを推進します。

#### (カ) 教育の振興

- ◆学校教育では、児童生徒一人ひとりの確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育んでいきます。
- ◆幼児教育では、地域の実情にあった幼児教育の提供を推進します。
- ◆生涯学習では、拠点施設の充実を図り、地域住民の自主的、継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の充実に取り組みます。
- ◆スポーツでは、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現を図ります。

#### (キ) 地域文化の振興

- ◆地域文化の振興では、住民主体の文化・芸術活動の振興や地域の特色ある歴史や文化の伝承を図り、文化の香るまちづくりを進めます。

#### (ク) 集落の整備

- ◆集落の整備では、鹿野地域を持続可能なかたちで次世代に繋げていけるよう、多様な主体の知恵と力を結集し、今後の鹿野地域における活動計画である「地域の夢プラン」を策定し、プランに基づいた主体的かつ総合的な身近な暮らしに視点を置いた地域づくりを進めていきます。

### (5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

## (6) 周南市公共施設再配置計画との整合

本市においては平成27年8月に、インフラを含めた公共施設の老朽化に対応していくため、「周南市公共施設再配置計画」を策定しました。

この計画は、本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけられるものであり、計画の目的を「周南市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すこと」と定め、将来にわたって引き続き必要な市民サービスの提供を維持していくことを前提とする中で、今後の「公共施設の保有のあり方」として4つの基本方針（最適化）を示しています。

- ◆サービスの最適化：市民ニーズの変化に対応するサービスの提供
- ◆コストの最適化：効果的で効率的な施設の管理運営
- ◆量の最適化：次の世代に継承可能な施設保有
- ◆性能の最適化：安全に安心して使用できる施設整備

こうしたことから、「周南市過疎地域自立促進計画」に基づくハード面をはじめとした施策・事業の展開にあたっても、これらの4つの基本方針と整合性を図りながら、着実な実施に努めます。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

- ◇高齢化や過疎化の進行により、今後、集落機能の維持が困難となる集落が増加し、農業従事者の労働力不足、農地の耕作放棄が進むことが予測されます。
- ◇農産物の価格低迷による営農意欲の減退を防ぐために、集落営農法人・認定農業者など、地域農業の担い手の育成を図り、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- ◇近年の米価低迷など、米への依存度の高い本地域においては、従来型の水稻単作の農業経営から複合経営への転換が迫られています。
- ◇生産基盤の強化や農業近代化施設の整備、農村環境の整備が求められています。
- ◇農業や農村のもつ役割は、農産物の生産基盤だけでなく、水源のかん養や土砂災害の防止等の公益的機能を有していることから、都市住民の農業・農村地域に対する理解を深めていく取組みが必要です。

#### イ 林業

- ◇木材価格の低迷や採算性の悪化により、林業従事者の経営意欲が減退しています。また、林業従事者の高齢化や担い手不足、不在森林所有者の増加、森林の荒廃が進んでいます。
- ◇保有山林面積が小さい森林所有者が多数を占めることから、所有者による木材生産のコスト低減が難しい状況にあります。
- ◇水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林のもつ多面的機能の増進を図るため、森林施業※の重要性が増しています。

#### ウ 地場産業

- ◇農林業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出など、6次産業化の推進が求められています。
- ◇6次産業活性化は、個別の農林業者だけの取組みではなく、新たな販路の開発に繋がる事業者や、原材料の安定調達に向けた、他の農林業者とのネットワーク構築などが重要となります。

#### エ 商工業

- ◇本地域の商業は、経営規模の小さな個人経営が大半を占め、食料品を扱う小売業が中心となっており、消費者は都市部の大型店や量販店へ流出しています。
- ◇後継者不足等の解消を図るため、商工会が主体となり、商工業者の育成に向けた取組みが求められています。

## オ 観光・レクリエーション

- ◇豊かな自然に恵まれた本地域には、市内外から年間約9万人の観光客が訪れます。近年、自然環境への関心の高まりや余暇の増大、ライフスタイルの変化等に伴い、「見る観光」から「参加・体験型の観光」へ、また「団体旅行」から「個人・グループ旅行」へと観光客のニーズは多様化しています。
- ◇既存のイベントについても、市民参加による体験型の内容に変化してきており、市民にとっても生き生きと活躍できる観光イベントによる地域づくりを進めることが重要となっています。
- ◇周辺地域と連携した観光ルートづくり、体験型観光メニューの開発による都市と農村の交流事業を進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 農業

#### (ア) 新規就農者等の担い手の確保

- ◆若者を中心としたUターン就農のほか、就農者等を支援し、新たな地域農業の担い手確保に努めます。
- ◆地域農業の担い手となる集落営農法人等が行う、機械や施設の整備を支援するとともに、集落営農法人の設立を支援します。
- ◆青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前研修期間や経営が不安定な就農直後の所得安定化を支援します。

#### (イ) 農用地等の集積・集約化

- ◆農地中間管理機構※を活用し、農用地等を貸したいという農家から、有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への利用集積・集約化に努めます。

#### (ウ) 地産地消の推進

- ◆道の駅や直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、生産・集荷・販売体制の整備に努めます。
- ◆消費者が求める農林産物の安定出荷に向けて、栽培施設等の整備を支援します。

#### (エ) 多面的機能の維持・生産基盤の整備

- ◆営農活動を通じて水源のかん養を図るとともに、景観形成等の視点を踏まえながら、新たな耕作放棄地の発生を防止するため、多面的機能の維持・発揮を図り、営農環境の整備と併せて集落環境の保全に努めます。
- ◆水路・農道などの農業生産基盤や、集落道路などの生活環境基盤の整備を一体的に行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努めます。
- ◆鳥獣被害対策として、侵入防止柵の設置など、鳥獣の出没しにくい環境整備の支援に努めます。

## イ 林業

### (ア) 林業生産基盤の整備

- ◆新たな就業者を確保するため、県との連携により、生活基盤の整備や林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、林業の魅力の発信等の啓発に努めます。
- ◆経営の合理化を図るため、複数の所有者の森林を面的に取りまとめて、作業道等の整備や間伐等を一体的に進めます。
- ◆生産コストの低減や施業の効率化を図るため、林道・森林作業道の適切な管理に努めます。
- ◆森林整備地域活動事業を活用して、森林所有者等が行う森林の現状把握や林内路網の整備等の日常的な活動を支援します。

### (イ) 森林の適正管理

- ◆森林のもつ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、適切な森林施業を促進します。
- ◆多面的機能の低下を招く恐れのある竹林の拡大防止対策の調査・研究を行います。

### (ウ) 森林資源の有効活用

- ◆林内に切り捨てられた間伐材などの資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。
- ◆長野山生活環境保全林などの自然公園の適正な維持管理を行い、市民と森林のふれあいの場を提供します。
- ◆特用林産物※の生産や販路拡大に努め、新たな特産品の開発に取り組みます。

## ウ 地場産業

### (ア) 地域ブランドの活用・地域産品のブランド化

- ◆農山村の豊かな自然・食を積極的にPRし、観光・教育・健康分野に活用しながら都市と農村の交流を推進します。
- ◆地域産品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりにつなげます。

### (イ) 6次産業化の推進

- ◆地域全体の所得の向上を図るため、地域の農林産物や加工所、直売所、観光資源等のネットワークを強化するとともに、生産者や地域団体と関係団体、企業等の連携により生産・流通・販売を行う6次産業化を促進します。
- ◆農林業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。
- ◆生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組みを支援します。

## エ 商工業

- ◆商店街や各種団体が行う、まちの賑わいにつながる取組みを支援します。
- ◆商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援します。
- ◆市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。
- ◆サテライトオフィスの整備や移住者による起業を支援し、新たな産業の創出を支援します。

## オ 観光・レクリエーション

### (ア) 観光交流の促進

- ◆地域や関係団体等の主体的な観光地域づくりを積極的に支援するとともに、活動の機会をより広く、より身近に提供することにより観光への取組み意識を高めます。
- ◆観光ボランティアガイドを育成し、観光客に本地域の歴史・文化への認識を高めてもらい、認知度アップにつなげます。
- ◆農業体験などの地域資源を生かした体験型観光を充実し、エリアや年齢層のターゲットを絞った戦略的な情報発信などにより、訴求力の高い観光誘客の推進に努めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
1 産業の振興				
(3) 経営近代化施設				
農業	新規就農者営農定着支援事業 わさび栽培実証実験事業		周南市	
(8) 観光又はレクリエーション				
	天神山公園整備事業 せせらぎ・豊鹿里パーク整備事業 長野山緑地等使用施設整備事業 鹿野山村広場整備事業		周南市	

自立促進 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
1 産業の振興				
(9) 過疎地域自立促進特別事業				
	地域資源活用事業 地域の農林産物を利用した特産品の企画・開発、販路の開拓、情報発信等による特産品づくり等の推進	周南市		
	観光イベント事業 かの冬花火大会やかのふるさとまつり等の助成	補助 団体		
	中山間地域起業促進事業 地域の空き家等を活用した移住者や法人の起業を支援	周南市		
	新規就農者等定住支援事業 新規就農者等の定住や新規就農者等を受入れる法人等が行う住宅整備等を支援	周南市		
	事業者誘致促進事業 民間の空き家や店舗を活用したサテライトオフィスの受け入れ体制づくりの推進	周南市		
(10) その他				
	多面的機能支払交付金事業 農業者と地域住民が共同で、農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全を行う活動や質的向上を図る活動を支援	周南市		
	環境保全型農業直接支払交付金事業 農業者と地域住民が共同で、農地や環境保全を行う活動や、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する営農活動を支援	周南市		
	中山間地域等直接支払交付金事業 農地を地域ぐるみで守り、農業生産活動を続けるための協定を締結した集落等を支援	周南市		
	鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣からの農作物被害防止や有害鳥獣の捕獲をするため、イノシシ用防護柵等の設置助成や捕獲許可、狩獵者の育成助成等を行い、被害防止や生活環境の悪化を防止	周南市		
	分収林調査委託事業 市が造林地所有者として分収造林契約を締結した森林の造成に係る事業の契約期間終了に伴う処分の調査	周南市		
	一般造林等補助事業 民有林の森林生産活動の活性化や公益的機能を確保するため、作業道の整備や山林の保育施業等を支援	周南市		
	公有林保育事業 公有林の造成や森林の公益的機能の増大を図るため、市有林の下刈・除伐・間伐等の保育施業を行うとともに、資源の有効活用や木材の売却収入の確保のため、搬出間伐を実施	周南市		
	トレッキングルート整備事業 固有の観光資源である勘ヶ岳や長野山等を起点とした縦走ルートの維持管理	周南市		
	商工団体体育成事業 鹿野町商工会地域振興推進事業への助成	補助 団体		
	中小企業経営指導事業 鹿野町商工会指導相談事業への助成	補助 団体		

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路

- ◇本地域を北東から南西に貫く国道315号と、このアクセス道として主要県道5路線、一般県道2路線が地域内を縦横に通っています。これらはいずれも産業、文化の交流等と不離密接な関係にある市道を結ぶアクセス道であり、通勤、通学等各方面で重要な役割を果たしています。
- ◇地域に密着した市道は、より利便性の向上を図るとともに、通行の安全性や快適性を確保する上から、狭小箇所の拡幅、舗装の改良等の整備が必要となってています。
- ◇農道は、農作業の効率化、農産物流の合理化等を通じた農業生産の近代化と生産性の向上を図るとともに、地域の活性化、地域間の交流促進に大きな役割を担っています。
- ◇林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理の推進のために必要な施設であるとともに、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしています。

##### イ 交通機関

- ◇日常生活に密着した交通機関として、平成19年度から予約型乗合タクシーの運行を開始し、新たな交通手段としての役割を果たしています。
- ◇路線バスの乗客数は年々減少していますが、住民生活に欠かせないことから生活交通の確保や維持を図ることが課題となっています。

##### ウ 情報化

- ◇C A T V事業者によるエリア拡張を支援し、本地域全域にC A T V網が整備され、ブロードバンド環境が整っています。
- ◇本地域の一部には、携帯電話の不感地域が存在しています。

##### エ 地域間交流

- ◇本地域が自立し、広域生活圏にあって地域独自の役割を果たしていくためには、地域の特性を生かした機能分担を図るとともに、それぞれの機能を相互に活用できるよう、都市地域を含めた広域的な連携を深め、全体としての機能を高めることが重要となります。
- ◇近年、都市住民を中心に、ゆとりある生活、自然環境への関心が高まっており、本地域の優れた資源を活かした交流の推進が求められています。
- ◇都市部等との人、文化、情報等による地域間交流を図るためには、地域の既存施設の活用と交流事業の受入体制を整備する必要があります。

## (2) その対策

### ア 道路

#### (ア) 生活道路の整備の促進

- ◆安心・安全な道路環境を維持するため、定期的な点検による計画的で効率的な維持管理や緊急的な補修対応に努めます。
- ◆円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、市内の各拠点地区を結ぶ国道や県道などの整備を要請します。
- ◆市民生活に密着した生活道路の安心・安全・快適な道路の環境整備に努めます。

### イ 交通機関

- ◆利用者のニーズに則したシステムの効率化を図り、交通弱者に対する生活交通を確保するため、予約型乗合タクシーの運行を継続していきます。
- ◆民間の不採算バス路線については、地域の実情や効率性を踏まえながら助成を継続し、生活バス路線の維持確保に努めます。

### ウ 情報化

- ◆本地域全域に整備したCATV網によるブロードバンドの活用の検討を行います。
- ◆携帯電話については、安心安全の観点など、その必要性が高まっていることから、不感地域の解消に努めます。

### エ 地域間交流

#### (ア) 都市農山村交流の推進

- ◆自然や歴史・農林業・暮らしなど、地域にあるものを生かした体験や滞在できる交流活動を推進します。
- ◆子供たちが農山村で行う宿泊体験活動や体験型の修学旅行などの受入れを「周南学びの旅推進協議会※」と連携して推進します。
- ◆農業体験をはじめとした体験交流活動や農林産物等の加工活動、景観づくりなどを支援します。
- ◆訪れる人との交流や地域に対する理解を深める四季折々のイベントの開催を支援します。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				
(1) 市町村道				
道路				
鹿野桑原線（改良）				周南市
向原線（舗装）				周南市
末長線（舗装）				周南市
大町線（舗装）				周南市
長野山線（舗装）				周南市
鹿野片山線（舗装・路肩整備）				周南市
大潮小河内線（舗装・路肩整備）				周南市
坂根秘密尾線（舗装）				周南市
桶山縦線（路肩整備）				周南市
仁保谷線（舗装）				周南市
清涼寺線（舗装）				周南市
(3) 林 道				
高岳線（開設）				山口県
(10) 過疎地域自立促進特別事業				
地方バス路線維持対策費補助事業 バス路線の維持確保を図るため、不採算の公共バス路線 を運行する交通事業者に対する助成				周南市
生活交通活性化事業 日常生活の交通手段である乗合タクシーふれあい号の運 行を補助				周南市
都市農村交流促進事業 わんぱくフェスタや石船温泉桜まつりの開催等、都市と 農村の交流を促進する事業への助成				周南市
(11) その他				
市道維持管理事業				周南市
除雪対策事業				周南市
単市林道維持管理事業				周南市

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

◇本地域には現在、鹿野簡易水道と鹿野渋川地区簡易水道の2つの簡易水道を設置しています。浄水施設や管路の老朽化に対しては、計画的な施設の更新など機能強化を図り、安定した給水を確保する必要があります。

#### イ 下水道施設

◇下水道施設の老朽化が進む中、地震などの災害時においても機能を確保するため、適正な維持管理と施設の長寿命化・耐震化を推進していくことが必要です。

◇地域住民の健康で安全・快適な生活を確保するため、汚水処理による生活環境の改善を図るとともに、人口減少などの近年の社会情勢を踏まえ、今後は地域の実状に応じた汚水処理施設を選択し、未普及地区の水洗化を一層推進していくことが必要です。

◇下水道整備計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

#### ウ 廃棄物処理施設

◇平成16年度に稼働した鹿野一般廃棄物最終処分場の設備については、更新等を含めその活用の方向性を検討する必要があります。

#### エ 消防防災体制の整備

◇本地域の消防体制は、北消防署と消防団（3つの分団）で組織しています。

◇消防団では、団員の確保が課題となるとともに、地域の実情に応じた組織再編の検討や、機材・装備の充実を、計画的に進める必要があります。

◇本地域には、住民への災害時や緊急時の情報伝達の手段として、防災行政無線を設置していますが、デジタル対応方式への更新が必要となっています。

#### オ 住宅

◇本地域の公営住宅は、5団地に91戸を設置しており、入居の状況は57%となっています。また、民間借家の少ない本地域では、中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅を10戸設置しています。

◇過疎化の影響から、地域内に、個人所有の空き家が増加していることから、空き家に関する情報を登録し、利用を希望する人に情報提供を行う、空き家情報バンク制度など、空き家住宅の有効活用を図る必要があります。

◇市有の教員住宅等、本来の目的を終えた遊休施設を有効に活用する必要があります。

## (2) その対策

### ア 水道施設

- ◆水の安定供給が行えるよう浄水施設の更新、整備を行うとともに、経年化・老朽化が進み漏水の可能性がある配水管の布設替とあわせて、主要な導水管・送水管・配水管の耐震化を計画的に行います。

### イ 下水道施設

- ◆錦川の源流をもつ本地域では、河川水質保全と生活環境の整備を図るため、特定環境保全公共下水道の計画的な整備と下水道施設の長寿命化・耐震化を推進します。
- ◆下水道整備計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置補助制度を継続し、水洗化を促進します。

### ウ 廃棄物処理施設

- ◆ごみの分別を徹底するとともに、粗大ごみや燃やせないごみ・処理困難物を効率的に処理し、再資源化を推進します。
- ◆鹿野一般廃棄物最終処分場の施設の機能の維持を図ります。

### エ 消防防災体制の整備

- ◆消防署や消防団に配備している消防車両や資機材等の計画的な整備を行うとともに、消火栓や防火水槽などの消防水利施設を計画的に整備します。
- ◆消防機庫の適正配置や防災拠点施設として機能の充実を図り、機動力の高い消防団を目指します。
- ◆消防団については、団員の高齢化への対応や昼間の団員確保対策を進めることが必要となっています。
- ◆災害防止や災害時の緊急連絡等の重要な情報収集伝達手段として、新たに防災情報収集伝達システムの整備を行います。

### オ 住宅

- ◆公営住宅については、住宅需要を考慮しながら、計画的な市営住宅の維持管理に努めます。
- ◆空き家情報バンクや移住支援制度の充実を図り、空き家住宅の有効活用を推進します。
- ◆地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により進めます。
- ◆移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う「里の案内人」を地域との連携により拡大します。
- ◆市有の教員住宅等、本来の目的を終えた遊休施設の有効活用を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
簡易水道				
	配水管改良事業		周南市	
	浄水場施設整備事業		周南市	
(2) 下水処理施設				
公共下水道				
	特定環境保全公共下水道整備事業		周南市	
その他				
	合併処理浄化槽整備促進事業		周南市	
(3) 廃棄物処理施設				
ごみ処理施設				
	一般廃棄物最終処分施設整備事業		周南市	
(4) 消防施設				
消防水利施設管理事業				
	消防機械器具強化充実事業		周南市	
	消防団機械器具強化充実事業		周南市	
(6) 過疎地域自立促進特別事業				
中山間地域等移住者受入体制整備事業 移住者に対する空き家の改修経費の助成等				
(7) その他				
防災情報収集伝達システム整備事業				
	防災倉庫整備事業		周南市	

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

- ◇本地域の高齢化率は、45.2%（平成27年3月末日現在外国人住民を除く住民基本台帳）で、一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進める必要があります。
- ◇本地域には、市が設置した高齢者福祉施設として、「鹿野高齢者生産活動センター」、「鹿野石船温泉憩の家」があります。

#### イ 児童福祉

- ◇本地域では、保育所や放課後児童クラブなどの保育サービスを提供しています。
- ◇今後、ますます多様化する家庭や社会の要請に対応するため、地域の実情やニーズに応じた子育て支援施策を保育所と幼稚園、子育て支援拠点が連携して進めしていく必要があります。

#### ウ 障害者福祉

- ◇障害児・障害者の地域生活に関する支援のニーズが多様化・専門化しており、支援に関わる人たちの連携とスキルアップがますます重要となっています。
- ◇障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者に対する地域の支援体制の整備、就労支援やサービス提供体制の確保が課題となっています。

### (2) その対策

#### ア 高齢者福祉

##### (ア) 高齢者を地域で支える体制づくり

- ◆高齢者の保健福祉については、「老人保健福祉計画」により、「総合的な高齢者施策の推進」として、高齢者の健康づくりの推進、総合的な介護予防の推進、高齢者への生活支援事業の推進を、総合的に実施していくよう、関係機関や団体等と連携を図り、体制づくりを推進していきます。
- ◆医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体化した地域包括ケアシステム※の構築を図ります。
- ◆認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を整備します。
- ◆高齢者福祉施設の利便性の向上や安心・安全を確保するため、必要に応じた施設改修や整備を行います。

#### (イ) 生涯現役社会づくりの推進

- ◆健康づくりや教養の向上やレクリエーション活動の機会等を創出し、高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進します。
- ◆地域での介護ボランティア等を通じた高齢者の社会参加を推進します。
- ◆本地域に密着した保健・福祉・医療・地域活動の拠点施設である「コアプラザかの」の有効活用に努めます。

### イ 児童福祉

#### (ア) 子育て支援サービスの充実

- ◆子育ての喜びや充実感が得られることを積極的に伝え、それに関する取組みを実践・継続していくよう、地域住民への周知を図り、子育て支援の気運を高めていきます。

#### (イ) 保育サービスの充実

- ◆保育ニーズや地域の実情を踏まえながら、幼稚園と保育所が連携し、保護者が必要とする幼児教育・保育、地域の子供・子育て支援の質・量の拡充に努めます。

### ウ 障害者福祉

- ◆障害児・障害者やその家族等に対する相談支援の充実を図るため、支援に従事する人たちのスキルアップと、支援に関わる各機関の連携を図ります。
- ◆障害者が、自らの能力を発揮し、自らの選択と決定のもとに、社会のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援していきます。
- ◆障害者就業・生活支援センター※をはじめ関係機関と連携して、障害者の就労を支援していきます。
- ◆市が発信する情報の取得や利用を拡大するため、意思疎通支援の充実と情報バリアフリー※を推進します。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設			
	その他	石船温泉整備事業	周南市	
		高齢者生産活動センター和紙施設整備事業	周南市	

自立促進 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(7) 過疎地域自立促進特別事業				
	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らし等の高齢者や障害者の緊急事態への対応や 安否確認、各種相談等を行う緊急通報システムの整備		周南市	
(8) その他				
	通所型介護予防事業 要介護の状態となる恐れの高い高齢者の介護予防を目的 とした指導を実施		周南市	
	介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス ふれあいきいきサロン助成事業 生きがいや介護予防を図る目的で開催するサロンの運営 への助成		周南市	
	高齢者安心・安全推進事業 配食サービス、友愛訪問活動促進事業等の実施		周南市	
	生活支援ハウス運営事業		周南市	
	老人クラブ助成事業 生涯現役社会の実現に向けた諸活動に対する助成		周南市	
	地域包括支援センター運営事業		周南市	
	地域子育て支援拠点事業 鹿野子育て支援センターの運営		周南市	
	児童クラブ事業 昼間、仕事などで保護者が家庭にいない児童の健全育成 を図るために、児童クラブで学童保育を実施		周南市	
	鹿野保育園運営事業		周南市	
	福祉タクシー助成事業		周南市	
	通所就労施設利用者就労支援給付金支給事業 通所就労施設利用者に対し、就労支援給付金を支給する ことにより、就労意欲の向上と社会復帰を促進		周南市	

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ◇本地域の診療施設は、公的医療機関である国民健康保険鹿野診療所と民間病院1箇所及び民間歯科医院1箇所があります。
- ◇鹿野診療所では、診察、健康診断、健康相談、療養指導及び往診を行いながら、関係医療機関との連携を図り、地域に密着した医療を提供しています。
- ◇救急医療については、鹿野診療所と救急病院の認定を受けている地域の民間病院で対応するとともに、休日夜間急病診療所、周南地域休日・夜間こども急病センター（周南こどもQQ）での初期救急と、入院等が伴う場合には病院群輪番制病院による二次救急体制を整備しています。
- ◇地域住民に対して、保健・医療・福祉の一体的な推進を図るため、本地域の社会資源を活かした包括的な取組みが必要となっています。

### (2) その対策

- ◆鹿野診療所の医療体制、診療機器整備を図り、本地域の民間病院との機能分化と連携を深めて、疾病の予防から、診断、治療、リハビリテーションまでの一貫した総合サービスの供給体制づくりを推進します。
- ◆保健・福祉・医療の連携を強化し、高齢化の進行や人口減少など環境変化に即応した在宅医療の体制を構築します。
- ◆保健師等による健康教育、健康相談、保健指導などを推進することにより、生活習慣病予防など地域の課題に積極的に取り組み、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
5 医療の確保				
(1) 診療施設				
診療所	診療機器整備事業	周南市		
その他	診療所医師住宅整備事業	周南市		
(3) 過疎地域自立促進特別事業				
	国民健康保険診療施設体制維持事業 地域医療体制を整備し、地域内で安心して暮らすことの できる環境づくりを推進	周南市		

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

- ◇平成27年5月1日現在の本地域の学校教育施設は、小学校1校、中学校1校、県立高等学校分校（普通科）1校があります。
- ◇義務教育の現状は、鹿野小学校7学級104人、鹿野中学校4学級56人となっています。（平成27年5月1日現在）
- ◇これからの中学生を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力を育み、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育むための教育が求められています。

#### イ 幼児教育

- ◇幼児教育施設として、市立鹿野幼稚園が1園あり、2年保育を行っています。
- ◇園児数は、平成2年度には100人を数えましたが、少子化の影響とともに、保護者の共働き世帯の増加や生活スタイルの多様化など、保育所への需要が高まったことから、平成17年度には30人、平成27年度は12人と、大幅に減少しています。
- ◇昭和45年に建設した園舎は、施設や設備が老朽化しており、耐震改修を行いましたが、今後幼稚園と保育所の連携強化に向けた検討が必要となっています。

#### ウ 生涯学習

- ◇地域住民の生活スタイルの多様化とともに、個々の学習意欲は高まっており、ライフスタイルに沿った学習機会の提供や、個性・能力を伸ばし「生きがいに満ち充実した人生」を送るための条件整備が重要となっています。
- ◇地域活動の拠点施設として整備した「コアプラザかの」を中心に、文化活動をはじめとする各種サークル・団体の活動など、生涯学習を推進しています。
- ◇鹿野図書館は、地域の生涯学習、情報収集機能の拠点として、多くの人が利用しています。蔵書や資料の充実、情報化社会の進展に対応した設備改善を図っていますが、多様化する利用者のニーズに応じて、蔵書の充実や設備改善に努めていく必要があります。

#### エ スポーツ

- ◇本地域の社会体育施設としては、鹿野総合体育館、鹿野プール、鹿野庭球場、夜間照明グラウンドなどを整備しています。
- ◇学校体育施設を一般開放するとともに、鹿野山村広場やふれあいひろば（屋内多目的広場）をスポーツ活動に利用しています。
- ◇小・中学校の体育の授業にも使用している鹿野プールは老朽化が進み、また整備後19年が経過した鹿野庭球場はコートの劣化が進んでいます。

◇平成元年に建設した鹿野総合体育館は吊り天井であり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、体育館や劇場などの吊り天井の脱落による被害が発生したことから、これを契機に早期の耐震改修を行う必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- ◆児童生徒がより良い環境で充実した教育が受けられるよう、教材教具の確保はもとより、施設・設備の改善・改修に努めます。
- ◆学校運営協議会（コミュニティ・スクール※）を充実させ、地域の人材や教育資源を活用し、ふるさとを愛する心の育成に取り組みます。
- ◆国際化・情報化に対応する能力を育てるなど、特色のある教育の充実を図ります。

### イ 幼児教育

- ◆幼児期の教育の重要性を再認識し、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実とともに、地域との連携を図りながら、幼稚園において特色のある取組みを推進します。
- ◆幼稚園については、幼児期における将来の人間形成の基礎を育む教育の場としての必要性を踏まえつつ、施設の維持に努めながら、幼稚園と保育所の連携についての検討や方向付けを行います。

### ウ 生涯学習

- ◆「コアプラザかの」や鹿野図書館を拠点として、社会教育関係団体や学習グループのみならず、行政機関、農林生産団体、商工業団体、福祉団体等との連携のもとに、生涯学習推進体制を強化し、地域づくりを実践します。
- ◆地域活動や各種団体の自立を支援することで市民力を高め、学んだ成果を市民がまちづくりに生かす環境の充実を図ります。
- ◆各種団体や文化活動グループの育成及び、活動に対する支援を行うとともに、地域の担い手となる人材の育成に取り組みます。
- ◆鹿野図書館については、蔵書の充実と情報化社会の進展に対応した設備改善を図り、生涯学習、情報収集の拠点としての整備に努めます。

### エ スポーツ

- ◆屋内スポーツの拠点施設である鹿野総合体育館は、設備の充実と適切な維持管理に努めるとともに、早期の耐震改修を図ります。
- ◆鹿野プールについては、老朽化による漏水や、プール用水の水道水利用への更新など、改築に向けた検討を進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考																														
6 教育の振興																																		
(3) 集会施設、体育施設等																																		
体育施設	鹿野総合体育館改修事業		周南市																															
(5) その他																																		
<table border="1"> <tr> <td>鹿野小・中学校運営事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充実した学校生活サポート事業 児童生徒のより充実した学校生活を支援するため、情操教育の推進や特色ある学校づくり等を支援</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>英語教育支援事業 英語教育の充実や国際理解教育の進展を図るため、外国语指導助手を小中学校に派遣</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活指導推進事業 介助が必要な児童生徒のいる特別支援学級に介助員を配置、及び補助が必要な児童生徒のいる特別支援学級・普通学級に生活指導員を配置</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野幼稚園運営事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野図書館管理運営事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野図書館資料購入事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野図書館システム管理運営事業 インターネットによる蔵書検索・予約等のサービス提供</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コアプラザかの管理運営事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館管理運営事業</td> <td>周南市</td> <td></td> </tr> </table>					鹿野小・中学校運営事業	周南市		充実した学校生活サポート事業 児童生徒のより充実した学校生活を支援するため、情操教育の推進や特色ある学校づくり等を支援	周南市		英語教育支援事業 英語教育の充実や国際理解教育の進展を図るため、外国语指導助手を小中学校に派遣	周南市		生活指導推進事業 介助が必要な児童生徒のいる特別支援学級に介助員を配置、及び補助が必要な児童生徒のいる特別支援学級・普通学級に生活指導員を配置	周南市		鹿野幼稚園運営事業	周南市		鹿野図書館管理運営事業	周南市		鹿野図書館資料購入事業	周南市		鹿野図書館システム管理運営事業 インターネットによる蔵書検索・予約等のサービス提供	周南市		コアプラザかの管理運営事業	周南市		公民館管理運営事業	周南市	
鹿野小・中学校運営事業	周南市																																	
充実した学校生活サポート事業 児童生徒のより充実した学校生活を支援するため、情操教育の推進や特色ある学校づくり等を支援	周南市																																	
英語教育支援事業 英語教育の充実や国際理解教育の進展を図るため、外国语指導助手を小中学校に派遣	周南市																																	
生活指導推進事業 介助が必要な児童生徒のいる特別支援学級に介助員を配置、及び補助が必要な児童生徒のいる特別支援学級・普通学級に生活指導員を配置	周南市																																	
鹿野幼稚園運営事業	周南市																																	
鹿野図書館管理運営事業	周南市																																	
鹿野図書館資料購入事業	周南市																																	
鹿野図書館システム管理運営事業 インターネットによる蔵書検索・予約等のサービス提供	周南市																																	
コアプラザかの管理運営事業	周南市																																	
公民館管理運営事業	周南市																																	

## 8 地域文化の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 文化財等の保存と伝承

- ◇本地域には、県指定2件、市指定4件の指定文化財があります。これらの文化財をはじめとする歴史・文化などを、次世代へ確実に継承することが必要です。
- ◇地域で伝承されている伝統芸能を保存する団体は、鹿野網代保存会など4団体がありますが、社会環境の急激な変化による後継者不足から、長い歴史の中で育まれてきた伝統芸能が失われつつあります。
- ◇郷土芸能については、各地区の若年層の流出や高齢化等の影響から、その継承が難しくなっており、地域ぐるみで行う後継者の育成やリーダーの養成が必要となっています。

#### イ 文化活動の推進

- ◇文化・芸術に対する価値観の多様化に伴い、文化協会をはじめとする市民の主体的な文化芸術活動への支援が求められています。
- ◇文化芸術活動参加者の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手や若い世代の参加促進が課題となっていることから、文化芸術活動の裾野を広げ、新たな担い手を育成することが必要です。
- ◇住民のニーズに対応した文化活動を推進する必要があります。

### (2) その対策

#### ア 文化財等の保存と伝承

- ◆文化財については、周南市文化財審議会や各関係機関と連携のもと、文化財の実態調査や新たな資源の掘り起こし、保存・保管のための研究に努め、後世へと継承していきます。
- ◆郷土芸能や伝統的な地域文化・風俗習慣などの継承については、関係団体の育成や地域ぐるみの活動に繋がる対策に努めます。
- ◆地域の歴史や伝統文化を、観光資源としても広く活用し、次世代に継承します。

#### イ 文化活動の推進

- ◆住民一人ひとりが日常生活のなかで、自主的に文化活動に親しみ、心豊かで生きがいのある生活が送れるよう、住民のニーズに応じた講座、教室の開催や情報の提供を図ります。
- ◆住民の自主的・積極的な文化活動を促進するため、各種団体や文化活動グループの育成及びその活動に対する支援を行います。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	7 地域文化の振興等			
	(3) その他			
		郷土芸能保存事業 鹿野さんさ保存会、小河内神楽保存会、堤区宿入奴保存会、鹿野綱代保存会が加盟する周南郷土伝統芸能保存協会の活動への助成	補助 団体	
		(再掲) コアプラザかの管理運営事業	周南市	

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- ◇本地域は、47集落で構成されており、本町集落を中心とした町なか、大潮、渋川、仁保津及び金峰地区の5つの基本集落に分かれており、町なかに総合支所や小中学校などの公共施設が集中しています。
- ◇各集落の現状は、平成27年時点で、全47集落のうち、約3分の1となる15集落が小規模・高齢化集落※となっています。
- ◇小規模・高齢化集落は、本地域の周辺部に多く存在しており、これらの集落では、農業等の生産活動が低下するだけでなく、集落の清掃や草刈などの集落機能の維持が困難となりつつある状況も出てきています。
- ◇これらの集落では、後継者をはじめ、市内都市部などの近隣に居住する出身者によって、最低限の維持管理が行われているものの、今後、耕作放棄地や空き家の増加による集落環境の悪化が懸念されます。

### (2) その対策

#### ア 持続可能な地域づくりの推進

- ◆人口減少や高齢化により集落機能の維持が困難になってくる中、小学校区等の広域的な範囲で地域が抱える様々な課題を解決していくための集落を超えた地域を支え合う体制づくりを進めます。
- ◆体制づくりにあたっては、地域の課題を地域自らが解決するために、その体制を支える個人、団体がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、市や関係機関との連携により総合的な活動ができるよう地区コミュニティ組織等の再生・強化を図ります。
- ◆地域の現状を見つめ直す活動を通じて、地域のあるべき将来像を描き出し、その実現に向けた行動計画である「地域の夢プラン」づくりを推進します。
- ◆「地域の夢プラン」づくりを進めるにあたって、地域住民だけでは困難な場合もあることから、その話し合い活動を手助けする外部の人材を活用するなど地域の実情に応じて、きめ細かく支援します。
- ◆「地域の夢プラン」の実現を支援するため、山口県や関係機関等と連携とともに、資金面だけでなく「地域おこし協力隊※」等の外部人材の導入など地域の活動を支援します。
- ◆日常生活に必要な機能やサービスを有する中心地域と周辺地域を交通、情報等のネットワークで結び、安心して住み続けられる地域を目指します。

#### イ 集落の担い手の確保

- ◆地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携

により進めます。

- ◆移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う「里の案内人」を地域との連携により拡大します。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備				
	(2) 過疎地域自立促進特別事業			
	地域創発事業 地域の夢プランの策定やプランに掲げてある事項の実現 に向けた支援		周南市	
	共創プロジェクト事業 地域の地域活動団体、NPO法人、企業等の連携による 地域づくりへの取組みを支援		周南市	
	地域おこし協力隊員等設置事業 地域の維持や活性化を図る業務に従事する人材の配置		周南市	

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

- ◇本地域は、人々のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、水源のかん養や二酸化炭素の吸収、新鮮で安全な農林産物、日本の原風景とも言える美しく素朴な景観、地域固有の歴史や伝統文化など、都市地域には無い価値を有し、様々な恵みをもたらしています。
- ◇この豊かな地域資源を最大限に活用して、地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛情を持って、住み続けられる地域社会を目指した取組みを行い、地域の自立を促進することが求められています。

### (2) その対策

- ◆地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、基金の積立等による財源確保を図ります。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項				
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>基金積立</p> <p>地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための基金積立</p>	周南市	
	(3) その他	<p>地籍調査事業</p> <p>毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う</p>	周南市	

## (再掲) 過疎地域自立促進特別事業

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興				
	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	地域資源活用事業 地域の農産物を利用した特産品の企画・開発、販路の開拓、情報 発信等による特産品づくり等の推進	周南市	
		観光イベント事業 鹿野冬の花火大会やかのふるさとまつり等の助成	補助 団体	
		中山間地域起業促進事業 地域の空き家等を活用した移住者や法人の起業を支援	周南市	
		新規就農者等定住支援事業 新規就業者の定住や新規就業者を受入れる法人 等が行う住宅整備等を支援	周南市	
		事業者誘致促進事業 民間の空き家や店舗を活用したサテライトオフィスの 受入体制づくりの推進	周南市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				
	(10) 過疎地域 自立促進 特別事業	地方バス路線維持対策費補助事業 バス路線の維持確保を図るため、不採算の公共バス路線を運行す る交通事業者に対する助成	周南市	
		生活交通活性化事業 日常生活の交通手段である乗合タクシーふれあい号の運行を補助	周南市	
		都市農村交流促進事業 わんぱくフェスタや石船温泉桜まつりの開催等、都市と農村の交 流を促進する事業への助成	周南市	
3 生活環境の整備				
	(6) 過疎地域 自立促進 特別事業	中山間地域等移住者受入体制整備事業 移住者に対する空き家の改修経費の助成等	周南市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(7) 過疎地域 自立促進 特別事業	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らし等の高齢者や障害者の緊急事態への対応や安否確認、 各種相談等を行う緊急通報システムの整備	周南市	
5 医療の確保				
	(3) 過疎地域 自立促進 特別事業	国民健康保険診療施設体制維持事業 地域医療体制を整備し、地域内で安心して暮らすことのできる環 境づくりを推進	周南市	
6 集落の整備				
	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	地域創発事業 地域の夢プランの策定やプランに掲げてある事項の実現に向けた 支援	周南市	
		共創プロジェクト事業 地域の地域活動団体、NPO法人、企業等の連携による地域づく りへの取組みを支援	周南市	
		地域おこし協力隊員等設置事業 地域の維持や活性化を図る業務に従事する人材の配置	周南市	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項				
	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	基金積立 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、 集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心し て暮らすことのできる地域社会の実現を図るために基金積立	周南市	

## 用語の説明（50音順）

### 空き家情報バンク制度（12頁）

空き家（空き家となる予定のものも含む。）に関する情報をバンクに登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行い、空き家を有効に活用する制度。

### 基金残高（7頁）

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産の残高。

### 起債残高（7頁）

特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金の残高。

### 義務的経費（7頁）

歳出のうち支出が義務付けられ、任意に節減できないものをいい、人件費、扶助費、公債費がこれに該当する。

### 経常収支比率（7頁）

市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に対して使われた額が占める割合。数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり財政の硬直化が進んでいることを表す。

### CATV【ケーブルテレビ】（13頁）

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。

### コミュニティ・スクール（32頁）

学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

### 財政力指数（7頁）

地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が高いほど地方税収入などが多く裕福だといえる。1を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となる。

### サテライトオフィス（13頁）

勤務地以外の出先機関など、他の施設でパソコン等を活用して業務を行う形態。近年は都心部から遠く離れた中山間地域に設置するケースが増えている。

### **里の案内人** （12頁）

空き家の掘り起しや移住者からの相談・情報紹介等を行い、移住希望者と地域との橋渡し役となる人。

### **三位一体改革** （7頁）

国と地方を通じた税財政改革をいう。「国庫補助負担金の改革」、「地方交付税の改革」及び「税源移譲を含む税配分の見直し」の三つを一体的に行い、税や財政面での地方分権を進めようとするもの。

### **周南学びの旅推進協議会** （22頁）

中山間地域で、小学生を民泊により受入れる農山漁村の体験活動を試行するなど体験型教育旅行の受入れの機運の醸成を図ることを目的に、平成25年度に設立された、体験交流施設や民泊家庭で構成する協議会。

### **障害者就業・生活支援センター** （28頁）

障害者の就職を支援するのに、雇用主の意向、職場の環境等の就業面における支援に合わせて、日常生活・地域生活等の生活面における支援を行う。雇用（ハローワーク、雇用主等）、保健福祉（病院、福祉事務所等）、教育（総合支援学校等）等の関係機関の連携に拠点としての役割を担う。

### **小規模・高齢化集落** （36頁）

戸数が19戸以下でかつ、65歳以上の人口割合が50%以上の集落（住民生活の基礎的な地域単位）をいう。

### **情報バリアフリー** （28頁）

障害者や高齢者を含むすべての人々が、社会のIT化による利益を享受できることを目的に行なう様々な方策のこと。インターネットから情報を受け取るまでの過程「アクセシビリティ」の確保や、文字の大きさ、色合い、さらには、音声によるガイドィンスといったインターフェイスの充実など。

### **施業** （16頁）

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人的行為を実施すること。

### **地域おこし協力隊** （36頁）

この制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、中山間地域での生活や地域社会へ貢献することを希望する意欲ある都市住民（若者等）のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていく取組みをいう。

地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、

農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援など各種の地域協力活動に従事してもらう。

#### **地域包括ケアシステム** （27頁）

高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まいなどの支援が包括的に確保される体制。

#### **特定環境保全公共下水道事業** （8頁）

都市計画区域外にあっても農村や漁村の大きな集落、温泉地、観光地などにおける生活環境改善、河川、湖沼などの水質汚濁を防ぐ目的として下水道整備ができるようにしたものの、公共下水道と同じく主として市町村が管理する下水道で、終末処理場を有する単独の特定環境保全公共下水道と、下水管渠のみ整備し、都道府県が整備した流域下水道幹線に接続し、広域市町村の下水を一括的に処理する流域関連特定環境保全公共下水道がある。鹿野地域は前者に当たる。

#### **特定重要港湾** （2頁）

日本の重要港湾に指定された港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾のこと。東京港、横浜港、大阪港など全国で23港が指定されている。

#### **特用林産物** （18頁）

「わさび」や食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

#### **認定農業者** （16頁）

経営の改善を図ろうとする農業者が経営規模や生産や経営の合理化などに関する目標を定めた「農業経営改善計画」を市に提出し、計画が認定された農業者を「認定農業者」という。認定農業者になることにより、国などの支援策が重点的に行われる。

#### **農地中間管理機構** （17頁）

農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織。

#### **バイオマス** （10頁）

再生可能な生物由来の有機物資源で、化石資源を除いたもので、種類は次のとおり

- ・廃棄物系バイオマス：家畜排泄物、食品系廃棄物、剪定枝、草木、下水汚泥、し尿汚泥等
- ・未利用バイオマス：稲わら、もみ殻、林地残材（間伐材、被害木等）等

- ・資源作物：さとうきびやとうもろこしなどの糖質系作物、菜類等

### **ブロードバンド（13頁）**

「広い帯域」という意味で、従来の接続方式であるナローバンド(狭い帯域)とは異なる新しいインターネット接続方式。ナローバンドで使用されるアナログ電話回線（モデム）やISDN（デジタル）回線ではなく、ADSL回線や光ファイバー（FTTH）などを使用したインターネット接続のこと。

### **6次産業化（10頁）**

農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。